

京都市告示第594号

京都市駐車場条例施行規則第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり入退場時間を変更するとともに、これに伴い京都市駐車場条例第15条の2の規定に基づき、次のとおり駐車料金を減免します。

平成18年3月31日

京都市長 榎本 頼兼

1 入退場時間の変更

駐車場名	変更する期間	変更する入退場時間	現行入退場時間
京都市山科	平成18年4月1日から	午前5時から翌日の	午前7時30分から
駅前駐車場	平成18年9月30日まで	午前0時30分まで	午後10時30分まで

2 駐車料金の減免

京都市山科駅前駐車場について、平成18年4月1日から平成18年9月30日までの期間の駐車料金を、次のとおり減免します。

(1) 駐車料金の減額

午後9時から翌日の午前9時までの普通駐車料金について、1,500円から1,200円に減額します。

(2) 駐車料金の免除

ア 平日（土曜日、日曜日及び祝日以外の日をいう。以下同じ。）の午前5時から翌日の午前0時30分までの間について、30分までごとの普通駐車料金の合計が1,200円を超えた額を免除します。

イ 平日の午前8時から午後8時までの区分の月ぎめ駐車料金で利用する場合について、午前5時から午前8時まで及び午後8時から翌日の午前0時30分までの普通駐車料金を免除します。

(建設局都市整備部拠点整備課)